

委員会提出議案第2号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日

提出者 瑞穂町議会議会運営委員会
委員長 村上嘉男

(提案理由)

常任委員会として新たに広報広聴委員会を設置するため、本案を提出する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例（昭和62年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 広報広聴委員会 15人

議会の広報広聴に関する事務

第6条第1項を次のように改める。

議員は、第2条第1号及び第2号の常任委員会のうち、いずれかの常任委員会に所属し、議長を除く全議員が同条第3号の常任委員会に所属する。

附 則

この条例は、公布の日以後初めて期日を告示される一般選挙において選挙された議員の任期の起算の日から施行する。